

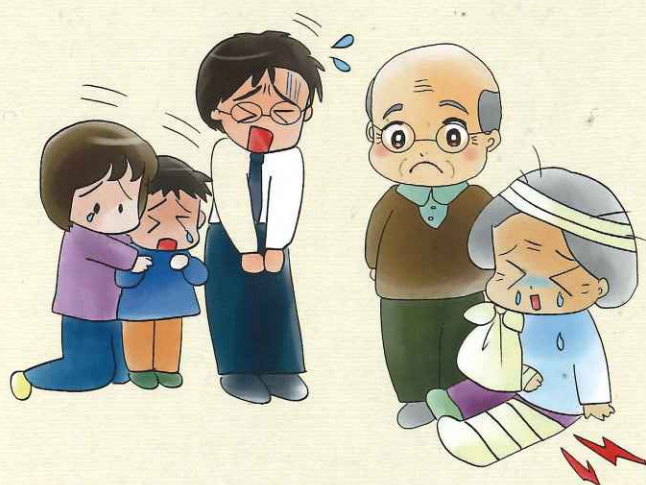
令和3年4月1日から

自転車保険等への加入が義務になります!!

千葉市内で自転車を利用する方は自転車保険等に加入する必要があります。

令和3年4月1日より、千葉市自転車を活用したまちづくり条例が一部改正され、自転車に関する交通事故による損害を、補償する保険又は共済(自転車保険等)への加入が義務となります。

## 自転車事故による高額賠償事例



賠償額 **9,521万円**

小学生が自転車で走行中に、歩行中の女性と正面衝突。女性は重い障害を負い、意識が戻らない状態となった。小学生の親に損害賠償が命じられた。(平成25年神戸地方裁判所判決)

自転車利用者

自転車保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年者が自転車を利用するときは、保護者が自転車保険等に加入しなければなりません。

※その他、事業者や自転車貸出業者などにも義務や努力義務が課されています。

自転車保険等には、個人賠償責任補償の特約や TS マークなどがあります。

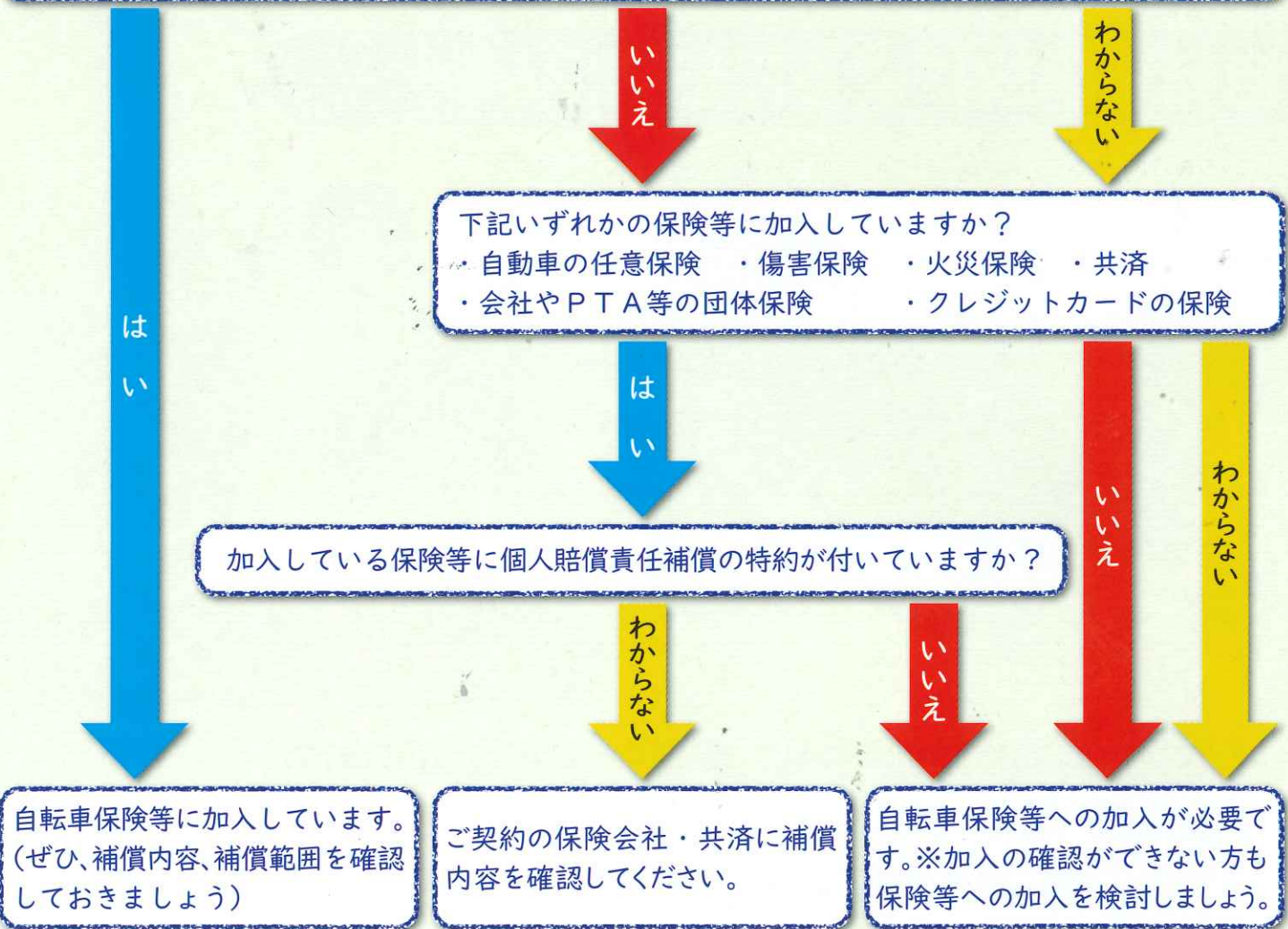
また、**コンビニやインターネットでお手軽に加入できる保険等もあります！**

すでに加入している保険に付帯している場合もありますので、まずは下のチェックシートでご自身の加入状況を確認しましょう！

## 自転車保険等加入状況チェックシート

自転車の事故により、他人にケガをさせた場合に備えて、相手方の生命や身体の損害を補償できる保険等に加入していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TS マーク」(点検日から1年以内)も該当します。



### より安全に自転車に乗るために… ヘルメットをかぶりましょう!!

自転車乗車中の事故による死亡者の多くが、頭部を損傷したことによりなくなっています。ヘルメットをかぶっていれば、死亡に至る割合が約4分の1となる調査結果もあります。また、事故の衝撃でヘルメットが脱げてしまうと、効果が十分に発揮されません。

**サイズのあったヘルメットを選び、あごひもをしめるなど、正しくかぶりましょう!**



**自転車は車両です。正しい交通ルールやマナーを守って安全に利用しましょう!!**

自転保険等の種類などの詳細は、千葉市地域安全課のHPをご確認ください。

千葉市 自転車保険等

検索

